

子育てに養育環境が与える影響 ドイツ在住日本人女性へのプレ調査

著者	和田上 貴昭
雑誌名	日本社会事業大学研究紀要
巻	68
ページ	143-153
発行年	2022-03
URL	http://doi.org/10.51072/00000567



子育てに養育環境が与える影響 ドイツ在住日本人女性へのプレ調査

和田上 貴 昭

The Impact of Environment on Parenting A pre-survey of Japanese women living in Germany

Takaaki Wadagami

Abstract: The purpose of this study is to collect basic information about how mothers who were born and raised in Japan are impacted by the German culture and legal system. Semi-structured interviews were conducted with two participants living in Germany. Through a comparison with phenomena that are the norm in Japan, these interviews indicated that German social norms had an influence on parenting behavior when bringing up a child in Germany. There were also suggestions that inter-generational transmission of inappropriate bonding styles could be prevented by the influence of living environments and social norms.

Key Words: Nurturing behavior, , Social norms, Parenting in Germany

要旨: 本研究は、日本で生まれ育った女性がドイツにおいて子育てを行う場合に、ドイツにおける文化や法律の影響をどのように受けているのかの基礎情報の収集を目的とした。ドイツに在住する2名に対して半構造化面接を実施した。その結果、ドイツでの養育において日本で当たり前とされていた事柄の比較からドイツの社会規範が認識され、養育行動に影響を与えていることが示唆された。また不適切な被養育体験についても、生活環境や社会規範に影響により、世代間伝達が防げる可能性が示唆された。

キーワード: 養育行動、社会規範、ドイツでの養育

I. 研究の背景

日本において児童虐待が社会で解決すべき問題として捉えられるようになって久しい。2000年の児童虐待の防止等に関する法律の施行が本格的な取り組みの第一歩であったが、現在に至るまで親の養育行動に対する認識、「虐待」や「体罰」など子どもに対する不適切な養育行動についての認識は大きく変化している。これは時代状況や法制定などの影響によるものと考えられる¹⁾。

児童虐待の防止等に関する法律では、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待が児童虐待として定義された。それまでは1933年成立の児童虐待防止法を継承した規定が児童福祉法にあったものの、近年の児童虐待事例に則した内容ではなかったため、児童虐待の定義が条文化されたことの意義は大きかった。この法規定により「虐待」への認識は大きく修正されることになった。その後、2004年の同法改正によりこの定義は修正が加えられている。心理的虐待の定義にドメスティック・バイオレンスの目撃（面前DV）が、ネグレクトには同居人による虐待の黙認が加わった。児童相談所への虐待相談件数が高まった背景には、改正による心理的虐待の認知が高まったためだと考えられる²⁾。つまり「虐待」と認識される範囲が法規定により拡大されたことになる。

さらに2020年に施行された児童福祉法および児童虐待の防止に関する法律の改正法では、「体罰」を禁止している。同時に厚生労働省は「体罰」の具体的な例示をしている。コロナ禍の影響により、体罰禁止の法定化に関する国民の認知は2021年時点において低いと考えられるが、一連の子どもに対する不適切な対応に関する法規定の変更は、国民の「虐待」や「体罰」に関する意識の変容を生じさせていると考えられる。1979年に世界で初めて体罰禁止を法定化したスウェーデンでは、その後の国を挙げての取り組みもあり、養育における体罰行為に対する認識は変化し、体罰を肯定する人の数は大きく減少した³⁾。

児童虐待等、親が行う不適切な養育行動については、世代間連鎖の存在が指摘されている。會田・大河原⁴⁾は、「実母から自身の負感情の表出（怒り、泣き、ぐずぐず、イライラ、不安）を否定された経験は、子育てに対する漠然とした不安、疲労感、子育てに対する自信のなさ（子育て不安）を高める」（p.92）とし、ネガティブな被養育体験が自身の養育行動に対する負の影響を与えることを明らかにしている。被虐待体験が自身の虐待行動につながるかどうかについては、自身の親以外の大人との親密な関係を持つことで回避できることが関与している⁵⁾。一方で自分が母親から育てられる際に受けた「ポジティブな被養育経験」（子どもを主役にして受容する関わり）を想起することで、自身もポジティブな養育を行うなど、ポジティブな養育体験の世代間伝達もあることが明らかにされている⁶⁾。

また母親の被養育体験について研究論文を分析対象に概念分析を行った田中ら⁷⁾は、「被養育体験」の概念定義の属性として、①親との相互作用の経験、②親との近づきやすさ、③親との情緒的なつながりをあげ、「被養育体験」の認識は、自身の母親としての経験を通じて、無意識的に再体験していく中で主観的に意味づけされるものであるとしている。母親としてのこ

これらのことから親が子どもに対して養育を行う際、多くの親は自身の被養育体験が意識的または無意識的に影響することが分かる。またそれらはポジティブな面においてもネガティブな面においても生じる。

一方で母国以外で養育をする親は、自身の文化の生活様式や養育スタイルを継承することが知られており⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾、養育行動は、法規制などによる社会的規範、養育者自身の被養育体験、養育者の環境により、規定されると考えられる。

II. 目的

被養育体験以外の要素が養育行動に与える影響を明らかにするために、本研究においては、日本で生まれ育った女性がドイツにおいて子育てを行う場合に、ドイツにおける文化や法律の影響をどのように受けているのかの基礎情報の収集を目的とした。ドイツ在住の日本人女性の子育てにおける認識や課題、日本との違いに焦点を当てた。今回収集した情報を元に対象人数を増やして行う調査（本調査）の調査計画の立案を行う予定である。

III. 方法

1. 調査対象

日本で生まれ育ち、ドイツ（ベルリン）で子育てをされている方を調査対象とした。ご協力いただいたのは2名で、現地コーディネーターの紹介による。2名とも配偶者はドイツ人で結婚を機にドイツでの生活を始めているため、日本での子育て経験はない。お子さんは、Aさんが1名で2歳6か月、Bさんが2名で2歳8か月と9か月で、子ども達は保育施設を利用している。2名とも調査時点で常勤の仕事には就いていない。なお、ドイツでは2000年に体罰禁止が法定化されており、体罰禁止に関する社会的認識は日本よりも浸透している¹²⁾。

2. 調査方法

あらかじめ作成した質問項目に基づいて、調査実施者が聴き取り調査を実施した。質問項目内容は、ドイツでの子育てにおける日本との違いについての具体的な事例、ドイツにおける懲戒行動（不適切な養育行動）に関する認識、懲戒行動への認識等である。調査対象の2名（Aさん、Bさん）と現地コーディネーター（日本人女性）1名と調査者1名で行い、聞き取り時間は2時間である。なお、当初3名の調査対象を予定していたが、都合により1名は欠席されたため2名で行った。質問項目を参考に、調査対象の2名には自由に自身の体験や考えなどを話していただいた。お話しいただいた内容はICレコーダに録音し、後日専門業者により逐語録の作成を行った。

3. 分析方法

本調査の目的は本調査の計画立案のための情報収集であるため、日本で生まれ育った方がドイツでの子育てにおいて利用している子育て支援制度およびドイツの子育てをとりまく環境の認識および葛藤、ドイツでの体験を通して感じる日本の子育ての特徴に関する認識の抽出を行った。分析にあたってはKJ法を援用し、発言内容を意味のつながるかたまりごとに逐語録から抜き出し、前後の文脈からその発言の意味が近い内容ごとにカテゴリ化した(表1参照)。なお本文中の「」内は調査における発言内容、(No. ○ / □)の○は発言の番号、□は調査対象者のAさんもしくはBさんである。

表1：聞き取り内容の分類

カテゴリ	サブカテゴリ	発言例
制度	助産師による支援	結構、助産師さんから教えてもらったことも多かった
	移民への配慮	難民向けの無料講座とかあるんですよ。
	事務手続きの悪さ	あまりそこまで親切じゃなかったような気がする。
	専門職	全部の仕事に専門性みたいなの、結び付ける社会なんですよ。
社会	主張の強さ	謝らないです。
	子育てへの寛容さ	何にも言わずにサッと持って「行こ」みたいな感じで、寄ってくる
	養育における暴力	ぶつとかたたく系は、多分、夫とかはそういう中で育てないから、
生活	言葉	だから、その頃あんまりドイツ語はできなかったから、そう。
	夫との関係	態度だけじゃ通じないんですよ。
日本との比較	周囲への配慮	「その時間、移動するな」とか、そういう不寛容な人が多い社会じゃないですか。
	母親役割の認識	そう。日本だと結構、熱とか出てんのに、奥さんが全部1人でやんなきゃいけないみたいなそういうのはありますよね。

4. 倫理的配慮

調査においては、調査協力者に対して研究の概要(目的・意義・調査内容)を事前に口頭で説明し、了承を得た上で実施した。また、得られた個人情報を本研究以外で用いないこと、データの入力および集計、分析において個人情報の管理には細心の注意を払うこと、研究終了後にデータを破棄することについて文書で説明するとともに、分析において個人が特定されないことを説明し、同意書の作成を行った。調査方法および内容については、日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の審査を受け、承認されている(承認番号17-0901)。なお本研

究は、文部科学省科学研究費助成事業、基盤研究（B）『親の懲戒行動の解析に基づく愛着臨床アプローチの再構築に関する研究』（研究代表者：藤岡孝志）の助成金を受けて実施された調査の成果の一部である。

IV. 結果

1. 制度

(1) 助産師による支援

ドイツにおける子育て支援において重要な役割を果たしている取り組みの一つが周産期における担当助産師を決定するものである。今回の調査においても周産期の母親にとって心強い存在であることが表れている。「安心でした。頼れる人がすぐ近くに電話一本したらすぐ来てくれるって」(No.174/B)や、「結構、助産師さんから教えてもらったことも多かった」(No.165/B)、「家に来てくれて、私の体調も見てくれるし、赤ちゃんの育て方も見てくれたし、こんな夜泣きがひどいんですとか、授乳がうまくいかないとかもアドバイスしたり、あと、マッサージとか体操の仕方とかもしてくれました。確かに助産婦さんの助けは多かった。」(No.169/B)などの発言が見られる。

異国における出産や子育てには大きな不安がともなうと考えられるが、出産前から個別に対応してくれる専門職が存在することは不安の低減だけでなく、適切な情報を得ることもつながっていると考えられる。

(2) 移民への配慮

ドイツは移民の受け入れに積極的な国として知られる。同時に移民に対する生活支援の取り組みにも積極的である。今回の調査では移民施策の一貫としての子育て支援に関する発言も見られた。

「近所のファミリーセンター。それは本当にたくさんの方が来てて。毎週金曜日、朝ご飯っていうの、やって、子どもを遊ばせられるし、休めるから行こうよって言われて」(No.140/A)。これは移民の方を主な対象とした子育て支援の取り組みで、日本における子育てサロンのような形態である。朝から行われており、朝食が提供されていることが特徴であろう。また、移民の方の生活において大きな障壁となるドイツ語の習得について、移民を対象に無料講座をファミリーセンターで行っているとの話題も聞かれた（No.136/A）。

生まれ育った国とは言語や文化が異なる環境で子育てを行う場合には言語の習得状況が生活や子育ての状況を左右する大きな要素となる。発言にあった無料のドイツ語講座などの取り組みが子育て支援の取り組みとともに行われている点は合理的であると考えられる。ただし、ドイツ社会において移民に対するネガティブな印象があることも表現されていた（No.223/A）。

(3) 事務手続きの悪さ

役所や保育施設の事務手続きが遅かったり、いい加減だとの指摘があった。出産後、行政機関による子育て状況の確認（日本の乳幼児全戸訪問事業のような取り組み）においても、「なしで、下の子もなしで、なかったです。予約はあったんですけど。病気で来れないっていう連絡を受けて、それ以来ない。結構いい加減だね。」(No.130/A) とのやりとりが見られた。また保育施設の利用申し込みに際して、インターネットで申し込んだものが無効になったとの体験について、「そういうこと、ありますよね、ドイツだとね。データ、なくなっちゃったとか。こっちからアピールしないとね。」(No.714/A) との発言が見られた。ドイツでは手続きにおいて、相手任せにせず自身で確認し、何度も主張していく必要性を感じている様子が窺えた。

(4) 専門職

ドイツ社会における専門職に対する認識に関する発言も見られた。「この全部の仕事に専門性みたいな、結び付ける社会なんですよね。この専門学校とかで勉強してるとか、大学でこれを勉強してなかったら、この仕事は就けないとか、そういうふうになってるんで」(No.512/A)。「年を取っても、今、そのアツビ（Auszubildende：職業訓練生）で来ている先生たちも40代とか、もう一回、職業訓練学校に通って、今勉強してますって人も結構いる。前は音楽の仕事をしてたけど、保育士さんになりたいって言って、今勉強してるとか」(No.513/B)。これらの発言から、専門職として資格取得をしているものに対する信頼があると考えられる。先述の助産師についても調査協力者の2名は絶対的な信頼をおいていたが、背景にはこうした専門職への認識がある可能性がある。

2. 社会

(1) 主張の強さ

自身の考えや主張を他者に伝えることを重視している文化があるとの発言も見られた。後述の「夫との関係」にあるように、互いの主張を伝え合うことが重視されている。「何に対して意見を持ってますしね。」(No.568/B)、「デモ、しますよね。」(No.502/B)などの発言にあるように、自身の主張を持ち、それを訴えることが重要とされる国民性があることが認識されている。一方で相手の主張が受け入れられないと謝らない(No.482/A)など、自分本位と認識している様子が表れている発言も見られた。さらに時間について「大学生も遅刻して入ってくる。30分たったよね、みたいな」(No.791/B)など、時間を守らないことに対する苛立ちが表現されていることもあった。

(2) 子育てへの寛容さ

子育てに関しては、社会の寛容さを感じる人が多い様子が語られている。「お互い助け合いだよ、みたいな形に。」(No.361/B)との発言にも見られる通り、子育てで困っている場面において、階段等でベビーカーを運んでくれたり(No.349/B)、電車にベビーカーを乗

せる際に待ってくれたり (No.380/B)、気さくに声をかけてもらい助けられた経験が多く語られた。こうした社会の子育てに対する寛容さが子育てに対するストレスを軽減している様子であった。また、時間のルーズさが良い意味で心に余裕を持って接することができる状況を生んでいる (No.382/A) と認識されていた。

(3) 養育における暴力

「こっちのドイツの親とか、感情的に怒る人もいるけど、でも、長く長々とずっと説明するんですよ。夫にも言われるんですけど、子どもを落ち着かせて、話を聞かせたほうが早いですよ。本当にそう」(No.777/A)。この発言に見られる通り、ドイツにおいて体罰や虐待を用いることは不適切であるという認識は強い。2000年の体罰禁止の法定化の影響は大きいと考えられる。通報されるかもしれないという意識が虐待行為の抑制と見守られているという安心感につながっている (No.865/A) 可能性がある。一方で、移民等の養育においてはドイツにおいて不適切と認識される状況があるようで、「多分その国で自分が受けたしつけを子どもたちにやらせるのかもしれない」(No.815/B) と、ドイツで生まれ育った人とは区別している様子が見られた。

日本で生まれ育った自身の養育行動に関しては、「私は自分が親とか先生とかにたたかれたの記憶があるから、容認してる部分があるかもしれない」(No.849/A) と、体罰や虐待を行っていないものの、体罰を受けないで育った夫との認識の違いを感じる様子が見られた。ただし、暴力に対する認識として「それは良くないと思います。恐怖を与えるというか。」(No.771/A) と認識しており、その点において被養育体験とは異なる養育を行うよう取り組んでいるとのことであった。

3. 生活

(1) 言葉

調査に協力いただいた2名とも夫がドイツで生まれ育ったドイツ人であったが、自身のドイツ語力が生活において重要であるとの発言が散見された。「だから、その頃あんまりドイツ語はできなかったから、そう。」(No.168/A) と、ドイツ語力がないことで行政手続きがうまくいかないなどのもどかしさを感じた経験が語られた。ただし、調査時点において2名とも日常生活に支障がない程度のドイツ語能力が習得されており、今回の聞き取りにおいて多くが語られることはなかった。

(2) 夫との関係

ドイツ人男性の家事・育児への取り組みについては、ドイツ人の夫の状況から、次のような発言が聞かれた。「掃除するにしても、どんな家事でも、本当半々です。」(No.546/A)。「はい。空いてるほうがやるとか、体調が悪かったら休んで、したら、この人が全面的に子どもの面倒を見るとか。」(No.548/A)。このように、家事・育児について夫婦でシェアしている様子がうかがえる。男女の役割だけでなく、働き方が影響を与えているとの印象を持っており、「4

時で帰って、子どもと遊ぶ。あとは他のパパやママの子どもたちと一緒に遊ぶとか、公園に行くとか。天気が、夏はやっぱりそんなに日本ほど暑くないので結構…。」(No.262/B)とある通り、就業時間の短さが影響していると認識していた。

また、夫とのコミュニケーションについては、「そういうことを、でも、お互いに言い合える関係だね。何でも遠慮せずに思ったことは口に出さないと、言葉にしないと伝わらないってことが多いです。」(No.554/B)や、「態度だけじゃ通じないんですよ。」(No.561/A)などの発言にみられる通り、母語が異なるからこそ積極的にコミュニケーションを取ろうと取り組んでいる様子であった。一方で「本当に一つのテーマをディスカッションするのが好きで、旦那の実家に行くと、よく言い合うじゃないですけど、テーマみたいなのが一つ出ちゃうと、お互いポンポンやって、お父さん、お母さんも…。」(No.564/B)とあるように、対話を通して自身の考えを主張し、相手の考えを確認していこうとする習慣が背景にあることも影響していると考えられる。

4. 日本との比較

(1) 周囲への配慮

「子育ての寛容さ」に関わる内容でもあるが、子育てに対するストレスを低減する要素の一つとして、周囲に対する配慮をしなくても良いという点について発言されていた。例えば日本では子どもとの電車やバス利用において、ベビーカーを畳んだり、うるさくさせないような周りに対する気遣いが求められる(No.372/A)が、それらがドイツでは無用とのことであった。また、「だから、それぐらいは日本人だからか、分からないけど、そこ、周りに遅れると迷惑掛けちゃうとか、そういう気持ちとかあって、他の国の人よりも強い気がするんですけど。」(No.372/A)との発言にあるように、日本人が周りに迷惑をかけるということに対して重きを置くあまりに、それが適切な養育を行う妨げになると指摘している。

(2) 母親役割の認識

ドイツの子育て家庭との対比から、日本の子育てにおいて母親は頑張り過ぎてしまうとの指摘もあった(No.386/A)。それは周りからの母親に対する期待が背景にあると指摘している。例えば、「そう。日本だと結構、熱とか出てんのに、奥さんが全部1人でやんなきゃいけないみたいなそういうのはありますよね。」(No.552/A)等の発言に表れている。日本では当たり前前に認識していたかもしれないこうした性別役割分業が、ドイツでの生活を通して認識されたと考えられる。

V. 考察

1. 社会規範による影響

日本で生まれ育った方がドイツで子育てをするにあたって、ドイツ国内の社会規範が影響を

受けている様子が見られた。その際、日本で当たり前とされていた事柄の比較からそれらの規範は認識されている。

制度面においては、助産師制度や移民への施策などについて、日本との比較から充実していると捉えている。そのサービスの利用により直接的な子育て負担やストレスが低減されているだけでなく、日本との比較から心理的なストレスが低減されている可能性があると考えた。和田上ほか¹³⁾においても、外国にルーツのある母親が保育所利用を通して、母国にはないサービス内容に満足感を示されている。また体罰禁止の法定化が社会認識として一般化されている事柄について、自身の養育行動における規範として捉える様子も見られた。

生活習慣等の影響については、時間を厳守しないことに対して不満を訴えるとともに、日本においては時間に追われることがストレスであったことを認識している。また、子育てに対する社会の寛容さや父親の家事・育児への参加についても、日本での課題の認識につながっている。

こうしたドイツの社会規範について、日本の社会規範との比較から捉え、自らの行動に取り入れて社会の一員としての役割を果たしていた。

2. 被養育体験の影響

本調査に協力いただいた2人は被養育体験において、たたかれたり(A)、倉庫に閉じ込められたり(B)と、不適切な対応を受けた経験がある。しかしながら、自身の子どもたちに対して不適切な養育は行っていない。不適切な養育行動について「容認している部分がもしかしたらあるかもしれない」としながらも、それまでの育ちや、ドイツでの生活を通して不適切であることを認識していることが一因であると考えられる。また、ドイツが彼女たちにとって子育てしやすい環境であり、大きな負担を感じずに子育てできていることも背景にある可能性がある。

3. 本調査における質問項目作成にあたって

上記の考察から、本調査における調査計画の立案における下記の示唆が得られた。

まず、調査対象者がドイツの制度や生活慣習についてどの程度理解しているかについての確認が必要である。情報としての知識だけでなく、ドイツ語能力や交友関係におけるドイツ人(またはドイツ在住者)の有無、配偶者の情報などが必要となる。また積極的に主張していかないと制度の利用等ができない点についても上記の情報は重要であると考ええる。これらの状況により、ドイツ社会と接点の持ち方と社会規範への認識や影響が異なる。

次に日本での被養育体験に関する情報の取得である。自身がどのような環境下で養育され、親(または保護者)に対してどのような認識を持っているのかは、ドイツの社会規範の認識に影響を与えると考える。

最後に対象者の選定にあたり、仕事上の短期赴任などではなく、少なくとも子どもが自立する年齢までドイツで生活する人を対象とすることが適切であると判断した。一時的な滞在であるとドイツ社会との接点を持たずに日本人のコミュニティだけで生活が完結してしまう可能性

があるため、最初に挙げた社会規範への認識が低くなる可能性があると考えた。

なお今回の調査はその目的から、対象が少なくドイツ在住の日本人母親の認識としては偏ったものになっている。ただし本調査における調査の着眼点を得るためには十分であると考えている。

VI. 謝辞

今回の調査においてご協力いただいた A さん、B さんにまずは感謝を申し上げたいと思います。ご自身の個人的な生活の状況や体験について気さくに語っていただけたおかげで多くの示唆を得ることができました。また、調査のコーディネートを担当いただいた大塚絵里子さんのご協力なしに、この調査を実施することはできませんでした。ありがとうございました。

注

- 1) 大石千歳 (2019) 何を「児童虐待」とみなすのか? : 冤罪という観点から児童虐待への認識の歴史的変遷や文化差および医学的診断の問題点について考える, 東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要 54, 91-103.
- 2) 松原康雄 (2017) 少子化社会における虐待対応, 医療と社会 27(1), 53-61.
- 3) 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (2014) 子どもに対する暴力のない社会をめざして 体罰を廃止したスウェーデンにおいて 5 年のあゆみ
- 4) 會田理沙・大河原美以 (2014) 児童虐待の背景にある被害的認知と世代間連鎖: 実母からの負情動・身体感覚否定経験が子育てで困難に及ぼす影響, 東京学芸大学紀要・総合教育科学系 65(1), 87-96.
- 5) 木本美際・岡本祐子 (2007) 母親の被養育経験が子どもへの養育態度に及ぼす影響, 広島大学心理学研究 7, 207-225.
- 6) 西村奈都子・重橋のぞみ (2020) 養育者の被養育経験と子育てに関する研究: ポジティブな世代間伝達に注目して, 臨床心理学: 福岡女学院大学大学院紀要 17, 19-25.
- 7) 田中陽子・上野昌江・大川聡子 (2017) 母親の被養育体験についての概念分析, 大阪府立大学看護学雑誌 23(1), 51-58.
- 8) Tajima, Emiko A. & Harachi, Tracy W. (2010) Parenting Beliefs and Physical Discipline Practices Among Southeast Asian Immigrants: Parenting in the Context of Cultural Adaptation to the United States. *Journal of Cross-Cultural Psychology*, 41(2). 212-235.
- 9) Ochocka, Joanna & Janzen, Rich (2008) Immigrant Parenting: A New Framework of Understanding. *Journal of Immigrant & Refugee Studies*, 6(1). 85-111.
- 10) Williams, Lela Rankin, Ayón, Cecilia, Marsiglia, Flavio F., Kiehne,

- Elizabeth & Ayers, Stephanie (2017) Acculturation Profiles and Associations With Parenting Among Immigrant Latinos. *Hispanic Journal of Behavioral Sciences*, 39(4). 452-469.
- 11) Maiter, Sarah & George, Usha (2003) Understanding Context and Culture in the Parenting Approaches of Immigrant South Asian Mothers. *Affilia*, 18(4). 411-428.
- 12) 和田上貴昭 (2020) 体罰の認識：ドイツにおける児童福祉専門職への聞き取りから，*日本社会事業大学研究紀要* 66, 47-57.
- 13) 和田上貴昭・乙訓稔・松田典子・渡辺治・高橋久雄・三浦修子・長谷川育代・廣瀬優子・鶴田清江・高橋智宏・高橋滋孝・高橋紘・井出まゆみ (2018) 保育所における外国にルーツをもつ子どもの親支援に関する研究，*保育科学研究* 9, 44-51